

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給日

田子町へ申請後、30日以内に指定する口座へ振り込みます。

※書類に不備がある場合、振込まで時間を要することがあります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

田子町から
確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、田子町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が送られています。
- 中身を確認して、田子町に**返送してください**。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか。
- ②世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないか。
- ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないか。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに田子町の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- 申請期限 令和4年9月30日（金）
- 家計急変世帯とは？

世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入を12倍した額)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除した額)が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯のこと。

扶養している親族等の状況	非課税相当 収入限度額	非課税相当 所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	1,683,999円	1,108,000円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	2,099,999円	1,388,000円
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	2,499,000円	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

TEL:0120-526-145(9:00~20:00)

田子町役場住民課福祉グループ

TEL:0179-20-7119

受付時間 平日8:30~17:00